



# 犯罪防止活動におけるクオリティ ベッカリア・スタンダード

ニーダーザクセン州犯罪防止評議会  
Am Waterlooplatz 5 A  
30169 Hannover, Germany

[info@beccaria.de](mailto:info@beccaria.de)

[www.beccaria.de](http://www.beccaria.de)  
[www.lpr.niedersachsen.de](http://www.lpr.niedersachsen.de)  
[www.beccaria-standards.net](http://www.beccaria-standards.net)



2007 犯罪防止と犯罪撲滅  
犯罪防止と犯罪撲滅計画による助成事業  
EU委員会  
司法・自由・安全総局

# 犯罪防止活動におけるクオリティ ベッカリア・スタンダード

犯罪防止とは、多くの人々と組織の協力により、犯罪を阻止し、市民の安心感を高めることを意味する。犯罪や暴力には多くの原因や形態があるが、それらを究明し、目的にかなった効果的な措置を講じることは、社会全体が共同で責任を負い、共通の戦略を立てて初めて可能となる。この認識を基点として、ニーダーザクセン州犯罪防止評議会をはじめドイツにおける多くの類似の機関が生まれた。

16の連邦州により構成される連邦制国家ドイツ<sup>1</sup>において、犯罪防止は特に市町村と州の任務である。これまで14の連邦州に、特に犯罪防止をその任務とする機関が設置されてきた。これら機関の多くは州の内務省か司法省内に置かれているが、その仕事は各省間にまたがるのが特徴的である。

ニーダーザクセン州においては、1995年以来、犯罪防止に特化した機関としてニーダーザクセン州犯罪防止評議会（LPR）が活動している。LPRには、多くの市町村、NGO、各省や行政機関等250以上の評議会メンバー機関が所属する。

---

<sup>1</sup> バーデン・ヴュルテンベルク、バイエルン、ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、メクレンブルク・フォアポメルン、ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、ラインラント・プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、テューリンゲン

## ニーダーザクセン州犯罪防止評議会（LPR）の目標と活動

- LPR は市町村レベルでの犯罪防止を強化する。
- LPR はコンセプトを策定し、その実行のための枠組み条件を呈示する。
- LPR は犯罪防止活動におけるクオリティ担保と向上に努める。
- LPR は情報および知見トランスファーのためのプラットフォームを提供する。
- LPR は犯罪防止のためのネットワーク形成を調整、支援する。
- LPR はニーダーザクセン州外も含め、犯罪防止のための諸機関と協力する。
- LPR は犯罪防止コンピテンシー（能力）を伝授する。
- LPR は、社会全体の犯罪防止の目標、内容、メソッドを公に伝える。
- LPR は市民の犯罪防止活動を奨励する。

LPRに専従の職員は、ニーダーザクセン州司法省に帰属する。LPRの目標や課題にかかわる情報は、以下のウェブサイトを参照されたい。 [www.lpr.niedersachsen.de](http://www.lpr.niedersachsen.de)

LPRの多様な活動のひとつに、ベッカリア・プログラムがある。このプログラムの名称は、イタリア人法哲学者で刑法の改革者であったチェーザレ・ベッカリア（1738-1794）に由来し、ベッカリアの教えは「犯罪を防止するほうが、犯罪を処罰よりも遥かに良い」（1764）という言葉に象徴される。ベッカリアは、ヨーロッパにおける刑法上の啓蒙主義の始祖、現代の刑事政策のパイオニアと位置づけられている。

## 犯罪防止プロジェクトのクオリティ保証のための ベッカリア・スタンダード<sup>2</sup>

犯罪防止プロジェクトの計画立案、実施、評価におけるクオリティを測定する条件は、これまで殆ど規定されてこなかった。このテーマ全体についての専門的な意見交換は、国内でも、欧州全体のレベルでも、まだ始まったばかりである。

プロジェクトの計画立案および実施をチェックする尺度としてのスタンダードを立てることは、犯罪防止プロジェクトの効果を評価し、クオリティ志向性を強化するための第一歩である。

ここに紹介するベッカリア・スタンダードは、「ベッカリア・プロジェクト：犯罪防止活動におけるクオリティ・マネジメント」の一環として作成された。同プロジェクトは、EU委員会のAGIS計画による助成を受けて実施された。ベッカリア・スタンダードは、犯罪防止活動のクオリティ志向性強化のための提言と位置づけられる。このスタンダードを手がかりとして、出来るだけ幅広い議論が生じることにより、さらなる改善と発展が望まれる。

ベッカリア・スタンダードの具体的な実施に関わる手引き（7ステップ）は、以下のウェブサイトから無料でダウンロードすることが出来る。[www.beccaria.de](http://www.beccaria.de)

ベッカリア・スタンダードは、犯罪防止プログラムやプロジェクト<sup>3</sup>の計画立案、実施、評価におけるクオリティに関わる規則と要求事項を含む。ひとつのプロジェクトについて、以下の7つの作業ステップに注目する。

1. 問題の提示
2. 問題発生条件の分析
3. 犯罪防止目標とプロジェクト目標の設定、ターゲットグループの策定
4. 目標達成に向けた措置の策定
5. プロジェクトの構想と実施
6. プロジェクトの実施と目標達成度に関わるチェック（エバリュエーション）
7. 結論と文書化

ベッカリア・スタンダードは犯罪防止活動の計画者、参加者、責任を負う各関係者に対し、犯罪防止措置のクオリティ保証に向けた指針を提供するものである。そこで担保すべき事項を掲げる。

- 犯罪防止プロジェクトの計画、実施、チェックが、学術文献に示されるクオリティの条件に沿って行われること。
- プロジェクトを、根本的に評価可能な形で構想立てること。
- 学会の専門家、鑑定者、委託者、資金提供者（プロジェクト申請の場合）が、プロジェクトの目標整合性とクオリティについて評価するために、専門的な基盤を有すること。

ベッカリア・スタンダードは、クオリティ保証に必要な事項を総体的なプログラムとして提示する。このプログラム全体が維持されてのみ、プロジェクトのクオリティについて十分な保証が得られるものである。個々の必要事項は常に関連し合う形で構成されている。従って、ベッカリア・スタンダードの一点のみを抽出したり、特定のステップを考慮しない場合には、クオリティのレベル全体が疑問視されることとなる。

ベッカリア・スタンダードにおいては、以下の点について順々に考慮しながら作業を進める。

<sup>2</sup> 編集：ニーダーザクセン州犯罪防止評議会。「ベッカリア・スタンダード 2005 年」作成者：フォルクハルト・シントラー、ヨルク・ベースマン、アニヤ・マイヤー、エーリヒ・マルクス、ルート・リンセン。[www.beccaria.de](http://www.beccaria.de)

<sup>3</sup> 以後プロジェクトとのみ表記するが、プログラムもここに含まれる。

## 1. ベッカリア・スタンダード：問題の提示

- 1.1 下の問題（現状）を認識し、正確に描写する。その際、示すべきは、
  - 問題の所在は厳密にはどこか。どのような形で顕在化しているのか、どの犯罪分野に関わることなのか。
  - 問題が、空間的に限定される領域のどこにおいて生じるのか、いつ、どの規模で発生するのか。
  - この問題から直接的間接的な被害を受けるのは誰か。（例えば年齢、性別、社会的属性、出自等による描写。）
  - この問題が、どのような直接的間接的な影響を及ぼすのか。
  - この問題はすでにどれだけの期間存在したのか、また、これまで（とりわけ最近）変化があったか（例えば悪化、特別なきっかけ。）
  - 具体的な場において、問題解決に向けた活動がすでにあったか。現在誰が、どのように、問題解決に向け活動しており、誰が今後これに携わるのか。（例えば青少年支援団体、教師、警察、検察等。）どのような解決策（措置）が選択され、そこでどのような成功あるいは失敗が見られたか。
- 1.2 プロジェクトのイニシアチブを誰が取るのか、また、このプロジェクトの契機となったのは何かを示す。（例えば市民からの苦情、青少年局や警察からの連絡など。）
- 1.3 問題解決のために、根本的に措置を講じる必要が根拠づけられていなければならない。

## 2. ベッカリア・スタンダード：問題発生条件の分析

- 2.1 特定された問題の説明のために、関連の理論あるいは学術的な見解を用い、あるいは経験上の知見を考慮する。
- 2.2 問題発生に本質的と考えられる影響の大きさ（リスク要因<sup>4</sup>あるいは保護要因<sup>5</sup>もここに含まれる）を考慮し、提示しなければならない。

## 3. ベッカリア・スタンダード：犯罪防止目標とプロジェクト目標の設定、ターゲットグループの策定

目標を策定する場合、基本的に犯罪防止の目標とプロジェクトの目標を分けて考えなければならない。あらゆるプロジェクトについて、犯罪防止とプロジェクトのそれぞれの目標を明確かつ正確に規定する必要がある。

**犯罪防止の目標**（上部目標、グローバルの目標、あるいは一般的目標と呼ばれる場合もある）は、そもそも当該プロジェクトの目指す犯罪防止について設定される。これは（客観的な）犯罪の抑止（犯罪の阻止あるいは抑止）あるいは主観的な安全の向上（安心感の強化、犯罪に対する恐怖心の低下）に関わる問題である。例えば、あるプロジェクトの犯罪防止目標は、Aという町において、学校内の青少年による傷害事件数を30%削減する、という形をとり得る。

---

<sup>4</sup>リスク要因とは、負の影響を行動に与えるものである。例えば児童のネグレクト、同年代の非行青少年とのコンタクト、都市部の荒廃。

<sup>5</sup>保護要因とは、犯罪の発生を困難にしたり、阻止するものである。例えば、青少年の、感情面での親との安定した結びつき、自家用車の盗難防止アラーム、不安に感じられるパブリック・スペースの見晴らしが良く、明るく照明されていること。

反して**プロジェクト目標**は、そのプロジェクトを通じた直接の目標設定である。あるプロジェクトで、犯罪防止目標が学校内の青少年による傷害事件数の削減である場合、そのプロジェクト目標としては、学校全体の雰囲気改善、とくに問題解決の仕方に関わる青少年の社会的能力の強化、学校というスペースにおける社会的監視の強化、というような形をとり得る。

プロジェクト目標は、理論的に犯罪防止目標との関連性を持つものでなければならない。そのプロジェクト目標の達成が、その背後にある犯罪防止目標達成に資するものである点が、分かりやすく納得できる形で記述されなければならない。

従って、犯罪学上の理論、理論的に根拠付けられた推定を参照しながら、あるいは経験上の所見に立って、例えば既出の例では「学校全体の雰囲気向上」「とくに問題解決の仕方に関わる青少年の社会的能力の強化」「学校というスペースにおける社会的監視の強化」というそれぞれのプロジェクト目標が、「学校内の青少年による傷害事件数の削減」という犯罪防止目標を達成するため、犯罪防止に適したアプローチであることを示さなければならない。

- 3.1 犯罪防止目標を明記する。これらは提示された問題から導き出されたものであり、正確に文章化され、計測可能なもので、「あるべき姿」を表さなければならない。
- 3.2 どのターゲットグループについて犯罪防止目標の達成が目されるのかを規定する。
- 3.3 犯罪防止目標が達成されたのか、あるいはどの程度達成されたのかをチェックするためのインジケータ（指標）を規定する。
- 3.4 策定された犯罪防止目標を達成するにふさわしい戦略、あるいは犯罪防止のアプローチを選択する。戦略や犯罪防止アプローチの選択を、明瞭に根拠づける。その際、文献上の知見のみならず実践上の経験値も考慮すること。ここで選択された戦略や犯罪防止アプローチは、プロジェクト目標<sup>6</sup>に具体化される。
- 3.5 プロジェクト目標の達成には、どのターゲットグループが目されるのかを規定する。ターゲットグループを正確に示す。（例えば年齢的特性や社会的特性。）
- 3.6 どの程度の時間的な枠組みで、あるいはいつまでに（どれくらいの時間を費やして）そのプロジェクト目標を達成するのかを規定する。

#### 4. ベッカリア・スタンダード：目標達成に向けた措置の策定

- 4.1 プロジェクト目標達成のために適した措置を導き出し、これを根拠づける。
- 4.2 プロジェクト目標に規定されたターゲットグループにリーチアウトする（手をさしのべる）ため、それらの措置が適していることを確認する。（特に、ターゲットグループを取り込み、参画させることでこれを担保する。）
- 4.3 措置の実施に必要な時間、人材、あるいは専門的、金銭的、物質的なリソースの利用が可能であることを、納得のいく形で提示する。
- 4.4 プロジェクト目標が達成されたのか、あるいはどの程度達成されたのかをチェックするためのインジケータ（指標）を規定する。
- 4.5 ターゲットグループがリーチアウトされたのか、あるいはどの程度リーチアウトされたのかをチェックするためのインジケータ（指標）を規定する。

---

<sup>6</sup> プロジェクト目標のターゲットグループは、必ずしも犯罪防止目標のターゲットグループと同一である必要はない。「学校全体の雰囲気向上」のプロジェクト目標を例にとれば、ターゲットグループは教師陣（あるいは学校の首脳部）であるが、犯罪防止目標のターゲットグループは青少年となる。

## 5. ベッカリア・スタンダード：プロジェクトの構想と実施

- 5.1 プロジェクト構想を文書化する。プロジェクトの根拠付け、策定、形態、実施、評価のために必要とされる、重要な考察事項とプランはすべてここに含まれる。
- 5.2 (パートナー機関との) 協力の可能性や相乗効果を明らかにする。ネットワークは目的志向、運用可能、有益性に従って構築する。
- 5.3 措置を実施するに必要と推定される時間、人材、あるいは専門的、金銭的、物質的リソースを示す、リソース・プランを作成する。
- 5.4 プロジェクト期間を規定する。
- 5.5 プロジェクト構想について、プロジェクトに関わっておらず、専門的知識を持つ(外部あるいは自らの機関に属する)人あるいはグループが鑑定あるいはチェックする。
- 5.6 プロジェクト計画立案から予想されるコストと、そこから期待される成果と効果(あるいはそこに掲げられたプロジェクト目標)の関係が、理に適い、あるいは正当化できるものであることを、プロジェクト関係者と、プロジェクトに関わっておらず専門的知識を持つ人あるいはグループの両方、あるいはどちらか一方がチェックする。プロジェクトの代替案についてもチェックを行う。
- 5.7 各措置について、責任の所在と所轄が規定される。関係者(委託者、プロジェクト計画者、場合によりターゲットグループ、協力パートナー)間の合意を文書化する。
- 5.8 プロジェクト作業計画を作成する。個々の作業プロセスについて詳細に、それぞれの担当者それぞれに予定されるスケジュールを伴う形を取らなければならない。
- 5.9 プロジェクトの実施チェック(プロセス・エバリュエーション)も、また(予定されている場合には)プロジェクトの効果チェック(効果エバリュエーション)も、当初からプロジェクトの計画立案に盛り込む。
  - プロセス・エバリュエーションを実施する。そのために、プロジェクトの実施チェックおよびターゲットグループへのリーチアウトのチェックに関する構想を立て、プロジェクト構想に盛り込む。
  - プロジェクトの持つプロジェクト目標と犯罪防止目標の達成度をチェックすべきかどうか(効果エバリュエーション)を規定し、それを根拠づける。エバリュエーションを実施する場合には、チェック計画を作成し、エバリュエーション計画をプロジェクト構想に反映させる。
  - 自己エバリュエーションと外部エバリュエーションの両方、あるいはどちらか片方の実施について規定し、これを根拠付ける。自己エバリュエーションの場合には、外部の専門的なメソッド上の助言を受ける必要性をチェックする。
- 5.10 プロジェクトの進捗と実施は開始時から文書化し、プロジェクト実施のあらゆるステップおよび当初の計画からの乖離について記述し理由づける。
- 5.11 プロジェクトの構成は、状況の変化に順応させて行く。不足の部分が生じれば、改善措置を定めこれを実施する。

## 6. ベッカリア・スタンダード：プロジェクトの実施と目標達成度に関わるチェック (エバリュエーション)

- 6.1 ターゲットグループがリーチアウトされた度合い（割合、絶対数）を確認する。  
ターゲットグループがリーチアウトされた、あるいはされなかった度合いがどのような理由によるのかを記述する。
- 6.2 どのような変化がどれ程の規模で生じたかを確認する。犯罪防止目標の方向に鑑み、状況はどれほど変化したのか（現状と、あるべき状況の比較。）また、プロジェクト目標の方向に鑑み、状況はどれほど変化したのか（現状と、あるべき状況の比較。）
- 6.3 変化が、実施された措置に起因するものなのか、またその度合いについて確認および提示する。犯罪防止目標の達成あるいは未達成は、何により生じたのか。プロジェクト目標の達成あるいは未達成は、何により生じたのか。
- 6.4 計画外の副作用が生じたかを確認する。生じていれば、どのような副作用がどれほどの規模で生じたのか。

## 7. ベッカリア・スタンダード：プロジェクトの結論と文書化

- 7.1 プロジェクトの終わりには、プロジェクトを徹底的に見直す。その際、プロジェクトから得られた中核的な知見をまとめ、結論を出し、最終報告書を作成し、プロジェクト文書あるいはプロジェクト結果を、専門分野の関係者に公表する。
- 7.2 プロジェクトから得られた中核的な知見は、以下のような形でまとめるものとする。
  - 設定された目標（プロジェクト目標、犯罪防止目標）はどの程度達成されたか。
  - このプロジェクトにとって、この成果は何を意味するのか。
  - 目標の達成、あるいは未達成は、何に起因するのか。
  - 計画および実行に際して、どのような困難があり、どのようなポジティブあるいはネガティブな経験がなされたか。
  - その他の中核的な知見としては何が得られたか。
- 7.3 プロジェクトの経験、成果、知見から結論を導き出す。
  - ここで選択したアプローチの正当性が実証されたか。そのアプローチをさらに広げる可能性があるか。
  - 改善提案、推奨される措置、判明した弱点を補うための解決方法の可能性としてはどのようなものが導き出されるか。
  - a)将来のプロジェクトの対象となるべき特定の問題提起があるか、また b)将来のプロジェクトにおいて、エバリュエーションの対象となるべき問題提起があるか。
  - この成果は、どのような（プロジェクト）パートナーその他の機関に、とりわけ資するものであるのか。
  - ここから得られた知見が、現在進行中のプロジェクト、またはさらに継続される可能性のあるプロジェクトの発展において、調整あるいは修正の形で盛り込まれるか。
  - プロジェクト期間を超えて、当該プロジェクトの持続性がいかにして担保され得るか。（例えば既存のストラクチャーへの統合を通じて。）

- 当該プロジェクトは、他のターゲットグループや他の社会環境条件に対しても適用し得るか。

7.4 プロジェクト報告書を作成する。その構成は、

- プロジェクト構想
- プロジェクト実施
- プロジェクト成果
- エバリュエーション計画。場合により無作為抽出の方法、無作為抽出の規模、およびプロジェクト目標達成度チェックのための指標と条件を含む。
- 結論

7.5 プロジェクト文書は公表する。プロジェクトの成果について広く知らしめるものとする。